

## 村山市監査委員公告 第7号

### 定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和4年3月14日

村山市監査委員 古瀬忠昭

村山市監査委員 寺崎智広

記

1. 監査の対象 商工観光課
2. 監査の期間 令和4年2月24日から令和4年3月14日まで
3. 監査の範囲 令和3年1月1日から令和3年12月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第4条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果 指摘事項はなく、おおむね適正と認めた。